小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する条例の一部を改正する条例(原案の概要)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)の施行により、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。マイナンバー制度は、行政手続に個人番号(マイナンバー)を利用することによって、行政を効率化し、国民の利便性の向上を図り、公平・公正な社会を実現しようとするものです。

小樽市では、マイナンバー制度を円滑に運用するために、番号法の規定に基づき「小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例」(以下「番号利用条例」といいます。)を制定していますが、マイナンバー制度による利点を更に生かすため改正を検討しています。

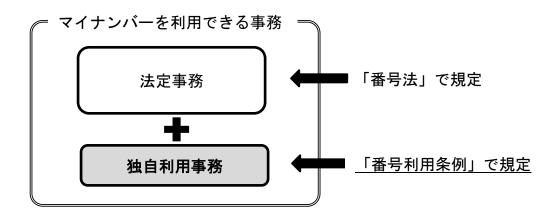
■ 条例改正の趣旨

〇 新たに独自利用事務を規定

マイナンバーの利用の対象となる事務は番号法で定められており、これを「法定事務」といいます。

番号法では、法定事務以外のものについても、社会保障・税・災害対策に関する事務であれば条例で定めることによってマイナンバーを利用できる事務として位置付けることが認められています。条例でマイナンバーの利用が認められた事務を「独自利用事務」といいます。

法定事務については、平成29年11月から本格的な運用が開始されたことから、 小樽市では、マイナンバーの利用を更に推し進めるため、番号利用条例において新た に独自利用事務を定めます。



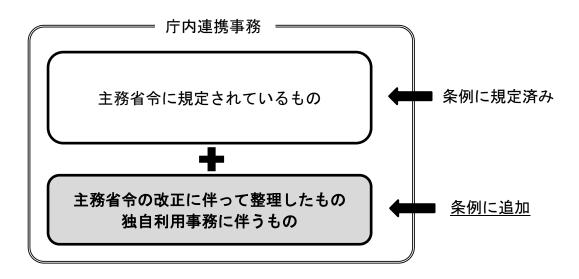
〇 庁内連携事務の追加

マイナンバー制度では、国や地方公共団体等の機関が相互に必要に応じて特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)のやり取りができることとされており、これを「情報連携」といいます。情報連携の対象となる具体的な事務や特定個人情報は、番号法の別表第2に基づく主務省令で定められています。

また、機関の内部で情報連携を行うことを「庁内連携」といい、庁内連携の対象となる事務や特定個人情報は条例で定めることとされています。

番号利用条例では、主務省令で情報連携の対象となっている事務及び特定個人情報 を庁内連携の対象として位置付けています。

このたび、主務省令が改正されたことや新たに独自利用事務の規定を設けることに伴い、庁内連携の対象となる事務等を整理し、番号利用条例に追加します。



■ 条例案の概要

個人番号の利用範囲(第4条関係)

現行規定では、番号法第9条第2項に基づき、番号法別表第2に規定されている事 務及び特定個人情報を庁内連携の対象として位置付けています。

【見直しの内容】

● 独自利用事務

下記の事務を独自利用事務として新たに規定します(対象となる事務の詳細については、規則で規定します。)。独自利用事務とすることにより、転入者に係る申請手続等の際に所得証明書等の添付書類を省略することが可能となり、手続を効率化することができます。

- ① 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の実施に関する事務
- ② 小樽市重度心身障害者医療費助成条例に基づく事務
- ③ 小樽市ひとり親家庭等医療費助成条例に基づく事務
- ④ 小樽市こども医療費助成条例に基づく事務

● 庁内連携事務

番号法第9条第2項に基づき、上記の独自利用事務の規定を設けることにより新たに庁内連携の対象となるもの及び番号法別表第2に規定された事務等以外で庁内連携の対象となるものを追加します(対象となる事務及び特定個人情報の詳細については、規則で規定します。)。

例えば、国民健康保険の被保険者資格の得喪手続において生活保護の実施に関する情報を利用する場合などがこれに該当します。

(追加を検討している事務及び特定個人情報の主なものは別紙のとおりです。)

〇番号法

(利用範囲)

第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(地方税法(昭和25年法律第226号)第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

特定個人情報の提供 (第5条関係)

現行規定では、番号法第19条第10号に基づき、市が生活保護の実施に関する事務を処理するために、市教育委員会が保有する学校保健安全法に基づく援助の実施に関する情報の提供を受けることができる旨を規定しています。

【見直しの内容】

市教育委員会が学校保健安全法に基づく援助の実施に関する事務を処理するために、市が保有する生活保護の実施に関する情報及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の実施に関する情報の提供を受けることができる旨の規定などを追加します(対象となる事務及び特定個人情報の詳細については、規則で規定します。)。

〇番号法

(特定個人情報の提供の制限)

- **第19条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供を してはならない。
 - ⑩ 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

■ 改正後の条例の施行期日

改正後の条例は、平成30年4月1日から施行することとします。

庁内連携の対象として追加を検討している主な事務及び特定個人情報

事務	特定個人情報
生活保護法による保護の実施に関する事務、 生活に困窮する外国人に対して生活保護法 の規定に準じて行われる保護の実施に関す る事務など	障害者に関する情報、地方税に関する情報、 公営住宅に関する情報、児童福祉に関する情報、老人福祉に関する情報、介護保険に関する情報、国民健康保険に関する情報、後期高齢者医療に関する情報など
地方税法に関する事務	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報、国民健康保険に関する情報、後期 高齢者医療に関する情報、介護保険に関する 情報など
国民健康保険に関する事務	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報、介護保険に関する情報、福祉医療に関する情報など
公営住宅に関する事務など	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報、地方税に関する情報、児童扶養手 当に関する情報など
児童扶養手当の支給に関する事務など	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報など
子ども・子育て支援事業の実施等に関する事 務	地方税に関する情報、生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報など
後期高齢者医療に関する事務	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報、地方税に関する情報、介護保険に 関する情報、障害者に関する情報など
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による医療費の支給に 関する事務	地方税に関する情報など
健康増進事業の実施に関する事務	地方税に関する情報、国民健康保険に関する 情報、後期高齢者医療に関する情報など
母子保健法による費用の徴収に関する事務	福祉医療に関する情報など
感染症に係る医療費の負担に関する事務	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報など
福祉医療に関する事務	地方税に関する情報、国民健康保険に関する 情報、生活保護に関する情報、児童扶養手当 に関する情報、スポーツ災害共済給付に関す る情報など
学校保健安全法に基づく医療費の援助に関する事務	生活保護に関する情報、外国人生活保護に関する情報など